



第51期

定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日▶2024年3月31日

開催日時

2024年6月21日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター 5階

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 議案 剰余金の配当の件

- 株主総会資料の電子提供措置が施行されておりますが、当社は書面交付請求の有無にかかわらず、一律に本招集ご通知を書面にてお送りしております。
- 株主様におかれましては、インターネットまたは書面での議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 アサンテ

証券コード：6073

証券コード：6073
2024年6月3日
(電子提供措置の開始日2024年5月24日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目33番15号
株式会社 アサント
取締役社長 宮内 征

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を、下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト (<https://www.asante.co.jp/ir/library/meeting/>)



上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証
ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類
/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

- ・東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により事前の議決権を行使する
ことができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決
権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用
紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、**いずれかの方法により、2024年6月20日(木曜日)
午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター 5階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第51期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金の配当の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効とさせていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。


以 上

-
1. 当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。
 2. 株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、下記事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 4. 当社株主総会の決議結果につきましては、書面による決議ご通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asante.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内


<議決権行使等についてのご案内>

議決権の行使には以下の方法がございます。

- 


1 インターネットによる
議決権行使の場合

行使期限 2024年6月20日(木曜日)午後5時まで

5頁をご参照ください
- 

2 議決権行使書を
郵送する場合

行使期限 2024年6月20日(木曜日)午後5時までに到着

議案の賛否を
表示のうえ投函
(お早めにご投函ください)
- 

3 株主総会へ
出席する場合

株主総会開催日時 2024年6月21日(金曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)

議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

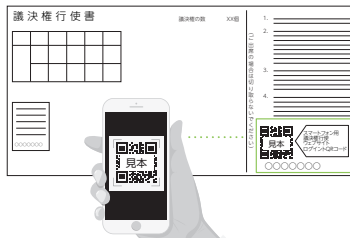
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、5頁に記載のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

A screenshot of the voting interface on the website. At the top, it says '株主総会に関する手続きサイトログインページ' (Shareholder Meeting Related Procedures Site Login Page). Below that, there are fields for '株主会社名' (Shareholder Company Name) and '議決権行使方法の選択' (Selection of Voting Method). The interface includes buttons for '賛成' (Agree), '反対' (Disagree), and '棄権' (Abstain). There are also instructions and a '戻る' (Back) button.

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。

A screenshot of the login page on the website. The page title is '株主総会に関する手続きサイトログインページ' (Shareholder Meeting Related Procedures Site Login Page). It features a login form with fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password). A 'ログイン' (Login) button is located to the right of the password field. There are also links for 'パスワードを忘れた方はこちら' (Click here if you forgot your password) and 'パスワードを再入力してください' (Please re-enter your password). The page also includes a '戻る' (Back) button and a 'パスワードを再入力してください' (Please re-enter your password) button.

ログインID、
仮パスワードを入力し、
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、企業収益も改善が見られましたが、その動きは緩やかとなりました。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があるとあり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの市場におきましては、住宅に関する国策における、既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針は変わらず、莫大な潜在需要規模もそのまま存在するものと見ておりますが、物価上昇等を背景に、消費者の節約志向は依然として根強く、当社サービスの需要拡大を抑制する要因となっております。

このような状況下において、当社グループは持続的な成長を目指し、「営業推進基盤・体制の強化」「生産性の向上」「お客様視点に立ったサービスの拡充」「人的資本の開発・活用」「事業活動を通じた社会課題解決への貢献」に取り組んでまいりました。

「営業推進基盤・体制の強化」並びに「生産性の向上」につきましては、2023年4月1日付で広島営業所を開設し、2023年10月1日付で高知営業所を開設しました。今後も、営業エリアの拡充を一層推し進めてまいります。また、テレビCM・新聞折込・WEB広告等の積極的な広告宣伝を展開するとともに、設立50周年の記念ロゴや、芸能人アンバサダーを活用した販売促進に取り組み、当社並びに白蟻防除の必要性を幅広くアピールしてまいりました。さらに、営業効率化に資する業務のシステム化にも取り組みました。その結果、新規申込売上高は増加しましたが、訪問営業等は物価上昇の影響による消費者の当社サービスへの購買意欲軟化を背景に低調に推移し、総じて減収を余儀なくされました。

なお、当社は、2023年11月7日付で、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と事業提携契約を締結し、資金調達を行ないました。資金調達に加えて、当社の重点戦略において高度なノウハウと推進力を持ち、豊富な実績を有する同社と事業提携のうえ成長支援を受けることにより、業績向上のための諸施策の検討と着実な実行を積極的に推進してまいります。

以上の結果、売上高は前期比448百万円減少（3.2%減）の13,693百万円となりました。売上原価は、前期比160百万円減少（3.6%減）しました。その結果、売上総利益は同287百万円減少（3.0%減）の9,438百万円となり、売上総利益率は同0.1ポイント上昇して68.9%となりました。

販売費及び一般管理費は、主に営業用販促費の増加により、前期比145百万円増加（1.7%増）しました。その結果、営業利益は同433百万円減少（31.4%減）の946百万円となり、営業利益率は同2.8ポイント低下して6.9%となりました。

経常利益は前期比410百万円減少（29.4%減）の985百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比334百万円減少（38.2%減）の541百万円となりました。

② 対処すべき課題

当社グループは、経営理念「人と技術を育て、人と家と森を守る」の実現に向けて、白蟻防除を主軸としたサービスの提供を通じて、お客様と社会が抱える課題解決に貢献し、社会とともに持続的な成長を実現することを目指しております。

当社グループを取り巻く環境は、資源価格をはじめとする物価高による事業コストの増加と個人消費の低迷や、労働市場の逼迫等が予想される一方、既存住宅の長寿命化とメンテナンスを促進する政策は、今後も継続されることが見込まれます。加えて、国内には約2,600万戸の莫大な木造家屋が潜在需要として存在しております。

このような事業環境下において、当社グループが持続的な成長を実現するために、以下の項目を優先的に対処すべき課題と認識して取り組んでおります。

(i) 営業推進基盤・体制の強化

当社グループは、既存木造住宅を主要サービスの対象としておりますので、業績拡大のためにはその対象先を増加させることが重要となります。そのため、J Aとの提携を基本とした既存エリアのさらなる深耕と新規エリアの開拓に取り組み、営業エリアの拡充を一層推し進めてまいります。また、企業提携先との関係強化と新規開拓による販売ルート拡充、販売促進の強化による申込件数の増加、M&Aによる業績拡大等、多様な手段で営業推進基盤及び営業体制の強化を図ってまいります。

(ii) 生産性の向上

当社グループは持続的な成長に向け、売上高の拡大とともに利益率の向上を目指しております。そのため、営業面においては、営業力の強化に資するデジタル化、業務の合理化、省力化等に取り組んでまいります。また、施工面においては、労働生産性と安全性の向上に資する技術と手法の開発、施工体制の最適化等を推し進め、生産性の向上を図ってまいります。

(iii) お客様視点に立ったサービスの拡充

住宅メンテナンス意識が高まり、お客様のニーズが多様化する中、当社グループはお客様の視点に立ち、木造家屋が抱える課題を解決し、お客様の安全・安心・快適な暮らしを支える高付加価値なサービスを設計し、多くのお客様に提供してまいります。また、当社グループが実施している既存のお客様を対象とした保証期間中の定期点検においては、お客様の期待に応える充実したアフターサービスの提供を通じたお客様満足度の向上に取り組んでまいります。

(iv) 人的資本の開発・活用

当社グループは、主要サービスに携わる営業から施工、アフターメンテナンスに至る業務のほとんどを自社従業員で行っており、人材は最も重要な資本です。従って、人的資本の開発及び活用が重要な課題であると認識し、人材教育体制の拡充並びに職場環境の整備を推し進めてまいります。人材教育においては、スキル向上、マネジメント能力の開発等に向けた研修制度を充実させ、意欲溢れる優秀な人材の育成を図ってまいります。また、職場環境の整備においては、従業員満足度の向上に資する多様性確保、就労環境の改善、人事制度の拡充等により、多様な人材が心身健康で活躍できる企業風土や職場環境づくりに取り組んでまいります。

(v) 事業活動を通じた社会課題解決への貢献

当社グループは、木造住宅の長寿命化と減災に寄与し、環境に配慮したサービスの拡充に取り組み、環境保護や災害時の人的被害抑制等の社会課題解決に貢献してまいります。また、当社グループでは業務における使用燃料や使用電力の抑制並びに再生可能エネルギーの活用等を推し進め、事業活動に伴うCO2排出量の削減に努めてまいります。

③ 設備投資の状況

該当事項はありません。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度において、第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行により2,013百万円を調達しております。

2 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第48期 (2021年3月期)	第49期 (2022年3月期)	第50期 (2023年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高	(百万円)	13,872	13,699	14,141	13,693
営 業 利 益	(百万円)	1,602	1,324	1,380	946
経 常 利 益	(百万円)	1,703	1,348	1,395	985
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	(百万円)	1,063	579	875	541
1 株当たり当期純利益	(円)	89.52	52.82	79.74	49.24
総 資 産	(百万円)	14,429	14,073	14,457	16,126
純 資 産	(百万円)	11,666	11,558	11,731	11,743
1 株当たり純資産額	(円)	1,064.09	1,053.10	1,067.64	1,066.24

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第48期 (2021年3月期)	第49期 (2022年3月期)	第50期 (2023年3月期)	第51期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)		13,154	12,841	13,267	12,891
営 業 利 益 (百万円)		1,674	1,376	1,368	994
経 常 利 益 (百万円)		1,773	1,401	1,381	1,032
当 期 純 利 益 (百万円)		1,152	602	878	446
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		96.99	54.97	79.96	40.60
総 資 産 (百万円)		14,209	14,048	14,438	16,076
純 資 産 (百万円)		11,784	11,737	11,954	11,754
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		1,074.90	1,069.47	1,088.00	1,067.27

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社ハートフルホーム	15百万円	100%	建築・リフォーム事業

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

4 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、断熱施工、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。

5 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都新宿区
主 な 支 店 ・ 営 業 所	東北・福島支店（福島県郡山市）、新潟支店（新潟県新潟市）、北関東支店（群馬県高崎市）、長野支店（長野県長野市）、東関東支店（千葉県千葉市）、東京支店（東京都新宿区）、神奈川支店（神奈川県横浜市）、静岡支店（静岡県静岡市）、中京支店（愛知県名古屋市）、近畿支店（京都府京都市）、和歌山支店（和歌山県和歌山市）、岡山営業所（岡山県岡山市）、広島営業所（広島県広島市）、南予営業所（愛媛県西予市）、高知営業所（高知県高知市）、四万十営業所（高知県四万十市）
工 場	伊万里工場（佐賀県伊万里市）
研 修 セ ン タ ー	三ヶ日総合研修センター（静岡県浜松市） 猪苗代総合研修センター（福島県耶麻郡猪苗代町）

② 子会社

株 式 会 社 ハ ー ト フ ル ホ ー ム	北海道札幌市
-------------------------	--------

6 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
998名	39名減

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
965名	36名減	41.1歳	12.4年

(注) 従業員数には、受入出向者（1名）、嘱託（48名）及び契約社員（45名）を含み、派遣出向者（3名）は含まれておりません。

7 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	202百万円

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

1 発行可能株式総数	42,000,000株
2 発行済株式の総数	12,348,500株（自己株式1,348,148株を含む）
3 株主数	52,310名
4 大株主	

株主名	持株数	持株比率
株式会社ムネマサ	1,250,000株	11.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	836,700株	7.61%
宗政ヨシ	739,463株	6.72%
アサンテ従業員持株会	355,775株	3.23%
NHGGP JAPAN OPPORTUNITIES FUND, L.P.	350,900株	3.19%
渋谷健一	260,000株	2.36%
株式会社日本カストディ銀行	259,700株	2.36%
宗政英傑	226,381株	2.06%
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	203,700株	1.85%
日本生命保険相互会社	138,000株	1.25%

（注）当社は、自己株式1,348,148株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

対 象 者	当社取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）
株 式 報 酬 枠	年額60百万円以内
各取締役に対する株式報酬額	取締役会決議により毎年設定
割当てる株式の種類 及び割当の方法	当社普通株式（譲渡制限付株式）を株式発行または自己株式の処分の方法による
割当てる株式の総数	年30,000株以内
払 込 金 額	各取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額の範囲で取締役会において決定
譲 渡 制 限 期 間	割当を受けた日から30年間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除 ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合は、譲渡制限の解除を必要に応じて合理的に調整
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、対象取締役に取締役会が定める事由に該当する場合やその他これに準じる非違行為があった場合には、当社は、本割当株式を無償で取得できる

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取 締 役（社 外 取 締 役 を 除 く）	12,600株	6名
社 外 取 締 役	－株	－名
監 査 役	－株	－名

6 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

1 会社役員が事業年度の末日に保有している新株予約権等の内容の概要と保有する者の人数

該当事項はありません。

2 使用人及び子会社の役員及び使用人に対し事業年度中に交付した新株予約権等の内容の概要と交付した者の人数

該当事項はありません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2023年11月7日開催の取締役会の決議に基づき、第三者割当による新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

① 第3回新株予約権

割 当 日	2023年11月28日
新 株 予 約 権 の 総 数	14,892個
発 行 価 額	総額14,102,724円（本新株予約権1個当たり947円）
当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	1,489,200株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、行使価額の修正は行なわれず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありませぬ。
行 使 価 額	1株当たり1,672円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2023年11月29日～2028年11月28日
割 当 先	AAGS S7, L.P.（以下、「割当先」といいます。）

そ の 他

当社は、割当先との間で、2023年11月7日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結いたしました。本引受契約において、以下の内容が定められております。

(1) 割当先は、2023年11月29日から2024年5月28日までの期間は、本新株予約権を行使しません。

(2) (1)にかかわらず、①本新株予約権付社債の発行要項に規定する繰上償還事由に該当する場合（但し、本新株予約権付社債の発行要項第13項第(2)号(ロ)②の定めにかかわらず、当社と割当先が事前に協議を行ない、割当先が事前に同意したうえ、当社が自己株式の取得を行なった結果、財務制限条項抵触事由が生じた場合を除く。）、②本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていないことが判明した場合、③当社が割当先の本新株予約権を行使することに合意した場合、④当社グループが借入人となっている重要な各借入契約その他の資金調達に関する契約及び当社が当事者となっている事業上重要な契約等（以下「本重要契約等」といいます。）に係る取引先金融機関との契約に関し、当社の債務不履行等が生じた場合（但し、当該不履行が生じた債務の合計額（邦貨換算後）が50百万円を超えない場合は、この限りでない。）、⑤当社と金融機関との間の契約等、その他資金調達に関する契約等に定める財務制限条項、その他これに類する条項に抵触した場合、⑥当社が本引受契約上の表明・保証に重大な点において違反した場合、⑦当社が本引受契約、当社及びアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の間で2023年11月7日付で締結した事業提携契約（以下「本事業提携契約」といいます。）または当社及び割当先の間で2023年11月28日付で締結した本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る総数引受契約（以下「本総数引受契約」といいます。）に定める当社の義務に重大な点において違反した場合、または⑧当社が有価証券報告書または四半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権を行使できます。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

割 当 日	2023年11月28日
新 株 予 約 権 の 総 数	49個
社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

当該発行による潜在株式数	1,195,900株 本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行なわれず、したがって上限転換価額及び下限転換価額はありません。
調達資金の額	1,999,690,000円
転換価額	1株当たり1,672円
新株予約権の行使期間	2023年11月29日～2028年11月24日
割当先	AAGS S7, L.P.
その他	<p>当社は、割当先との間で、2023年11月7日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（本引受契約）を締結いたしました。本引受契約において、以下の内容が定められております。</p> <p>(1) 割当先は、2023年11月29日から2024年11月28日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、①本新株予約権付社債の発行要項に規定する繰上償還事由に該当する場合（但し、本新株予約権付社債の発行要項第13項第(2)号(ロ)②の定めにかかわらず、当社と割当先が事前に協議を行ない、割当先が事前に同意したうえ、当社が自己株式の取得を行なった結果、財務制限条項抵触事由が生じた場合を除く。）、②本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、③当社が割当先の本転換社債型新株予約権を行使することに合意した場合、④本重要契約等に係る取引先金融機関との契約に関し、当社の債務不履行等が生じた場合（但し、当該不履行が生じた債務の合計額（邦貨換算後）が50百万円を超えない場合は、この限りでない。）、⑤当社と金融機関との間の契約等、その他資金調達に関する契約等に定める財務制限条項、その他これに類する条項に抵触した場合、⑥当社が本引受契約上の表明・保証に重大な点において違反した場合、⑦当社が本引受契約、本事業提携契約または本総数引受契約に定める当社の義務に重大な点において違反した場合、または⑧当社が有価証券報告書または四半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。</p>

4. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 内 征	
専務取締役	飯 柴 正 美	
常務取締役	中 尾 能 之	管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	石 上 祥 光	コンプライアンス本部長
取 締 役	濱 里 徹 志	営業本部長 株式会社ハートフルホーム取締役
取 締 役	松 尾 俊 吾	管理本部副本部長 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役
取 締 役	名 取 俊 也	ITN法律事務所弁護士 飛島建設株式会社社外監査役 Jトラスト株式会社社外取締役
取 締 役	田 中 道 昭	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長 株式会社マージングポイント代表取締役社長 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授
取 締 役	大 村 尚 子	ナイル株式会社社外取締役 株式会社ドラフト社外取締役
常 勤 監 査 役	宮 地 賢	
監 査 役	高 野 慎 一	株式会社aima取締役
監 査 役	内 田 好 久	内田好久公認会計士事務所代表者（公認会計士） SocioFuture株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役名取俊也、田中道昭、大村尚子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高野慎一、内田好久の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役内田好久氏は、長年にわたり公認会計士としての勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役名取俊也、取締役田中道昭、取締役大村尚子、監査役高野慎一及び監査役内田好久の5氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。
5. 2023年6月21日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって、取締役西山敦、取締役堂垣内重晴、監査役犬飼由喜夫、監査役櫛田泰彦、監査役黒澤誠一の5氏は、任期満了により退任いたしました。

また、同定時株主総会において、濱里徹志、松尾俊吾、大村尚子の3氏が取締役、宮地賢氏及び内田好久氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

- 取締役石上祥光氏は、2023年11月17日をもって株式会社ハートフルホームの取締役を辞任により退任いたしました。また、同日付で取締役濱里徹志氏は、株式会社ハートフルホームの取締役に就任いたしました。
- 取締役松尾俊吾氏は、2024年5月21日をもって株式会社ヒューマン・グリーンサービスの監査役を任期満了により退任予定であります。
- 取締役田中道昭氏は、2024年4月1日をもって文京学院大学専門職大学院福祉医療マネジメント研究科客員教授に就任しております。また、2024年5月29日をもってベースフード株式会社社外取締役に就任予定であります。
- 監査役高野慎一氏は、2023年10月27日をもって株式会社ツクルバの監査役を任期満了により退任いたしました。
- 当事業年度中に次の通り取締役の地位及び担当の異動がありました。

異動日	氏名	新役職名	旧役職名
2023年6月21日	中尾能之	常務取締役管理本部長兼 経営企画部長	取締役管理本部長兼 経営企画部長
	石上祥光	取締役コンプライアンス本部長	取締役営業本部長
	濱里徹志	取締役営業本部長	取締役営業本部副本部長兼法人営業部長

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提訴された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為に起因する損害等については補填の対象としないなど、一定の免責事由があります。

4 取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を定めており、その概要は、株主総会で決議された報酬限度額内において、諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向及び経営内容を勘案し、役職やそれぞれの果たすべき役割・責任等に応じ決定することとしております。

報酬等の種類は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬によって構成（ただし、社外取締役の報酬は固定報酬のみ）され、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝12：4：2（業績連動報酬の指標「営業利益」が目標を100％達成の場合）としております。

また、決定方針の決定方法は、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会が原案を審議のうえで取締役会に答申し、当該答申を受けて取締役会において決定することとしており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、この手続きを経ることで決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬である基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第37期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、賞与を含み使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月19日開催の第47期定時株主総会において、株式報酬の額を年額60百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は2010年6月25日開催の第37期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、個人別の報酬額については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会が原案を審議のうえで取締役会に答申し、当該答申を受けて取締役会において決定することとしております。ただし、取締役会が各取締役への配分を代表取締役社長に決定を一任したときは、代表取締役社長宮内征がこれを決定することとしております。

その権限の内容は、基本報酬並びに賞与の各取締役への配分であり、これらの権限を委任する理由は、各取締役の職務等を評価し決定するには最適であると判断したためであります。

取締役会が代表取締役社長に決定を一任した時は、代表取締役社長は当該権限を指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	191 (25)	143 (25)	27 (-)	21 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	30 (20)	30 (20)	- (-)	- (-)	6 (5)
合計 (うち社外役員)	222 (46)	173 (46)	27 (-)	21 (-)	17 (9)

- (注) 1. 取締役及び監査役の支給人員には、2023年6月21日開催の第50期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度に係る取締役の個人別の各報酬等については、取締役会においてその内容が決定方針と整合していることを確認していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社グループの営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社グループの事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、営業利益の目標達成率のほか、従業員賞与とのバランスや株主還元等も加味して算出しております。

当事業年度の当社グループの営業利益は946百万円でした。

⑥ 非金銭報酬等の内容

中長期的な企業価値向上との連動性及び株主との一層の価値共有を進めるため、非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限を付した株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りです。

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名 (地位)	他の法人等との関係
名取俊也 (社外取締役)	ITN法律事務所の弁護士ではありますが、同事務所と当社との取引はありません。 飛鳥建設株式会社の社外監査役ではありますが、同社と当社との取引はありません。 Jトラスト株式会社の社外取締役ではありますが、同社と当社との取引はありません。
田中道昭 (社外取締役)	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所の代表取締役社長ではありますが、同社と当社との取引はありません。 株式会社マーキングポイントの代表取締役社長ではありますが、同社と当社との取引はありません。 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科の教授ではありますが、同大学と当社との取引はありません。
大村尚子 (社外取締役)	ナイル株式会社の社外取締役ではありますが、同社と当社との取引はありません。 株式会社ドラフトの社外取締役ではありますが、同社と当社との取引はありません。
高野慎一 (社外監査役)	株式会社aimaの取締役ではありますが、同社と当社との取引はありません。
内田好久 (社外監査役)	内田好久公認会計士事務所の代表者ではありますが、同事務所と当社との取引はありません。 SocioFuture株式会社の社外監査役ではありますが、同社と当社との取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地位)	出席状況	主な活動状況
名取俊也 (社外取締役)	取締役会 18回中18回	<p>検事及び弁護士として豊富な経験と専門的な知識から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。</p> <p>また、取締役、監査役の指名並びに取締役の報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性の確保等を目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。</p> <p>このほかに、監査役との連絡会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。</p>
田中道昭 (社外取締役)	取締役会 18回中15回	<p>経営に関する豊富な経験と専門的な知識から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。</p> <p>このほかに、監査役との連絡会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。</p>
大村尚子 (社外取締役)	取締役会 14回中14回	<p>公認会計士として豊富な経験と専門的な知識から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。</p> <p>このほかに、監査役との連絡会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。</p>
高野慎一 (社外監査役)	取締役会 18回中18回 監査役会 15回中15回	<p>取締役会では、企業経営に携わった豊富な経験と、幅広い見識から適宜発言を行なっております。</p> <p>また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。</p> <p>このほかに、取締役等との連絡会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。</p>
内田好久 (社外監査役)	取締役会 14回中14回 監査役会 11回中11回	<p>取締役会では、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。</p> <p>また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。</p> <p>このほかに、取締役等との連絡会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。</p>

(注) 社外取締役大村尚子氏及び社外監査役内田好久氏につきましては、2023年6月21日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 25,766千円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | －千円 |
| ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,766千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を精査した結果、当該報酬は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力等を総合的に判断のうえ、監査役の全員の同意によって行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、その後2023年1月24日開催の取締役会において下記の通り変更いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス推進部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス推進部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。
 - (ii) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。
 - (ii) 情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
 - (iii) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。
 - (iv) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。
 - (ii) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的リスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

-
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- (i) 当社は、原則として毎月1回「定例取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督等を行なっている。
 - (ii) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に取締役会において毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。
 - (iii) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 総務部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役は、総務部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生また

は発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。

(9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

(10) その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査役は重要な会議等に参加することができるものとする。

(11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況

財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

(i) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。

(ii) コンプライアンス推進部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命のうえ、役員、従業員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報窓口や従業員との面談等を通じて、コンプライアンスに関する問題の実態把握に努め、継続的な改善を図るとともに、問題点の内容及びその対処案を速やかに取締役会及び監査役会に報告しております。なお、通報者等に対して不利益な取り扱いは行なっておりません。さらに、内部監査室は、社

内規程の遵守状況やコンプライアンスの状況を監査し、内部監査の結果を取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の資料、議事録その他職務の執行に係る文書は、セキュリティが確保された場所で適正に保管しており、監査役が求めた時はいつでも文書の閲覧及び謄写に応じております。また、システム部では情報システムの適切な維持管理及び運用に努めるとともに、問題があれば速やかに対処案等を取締役会に報告しております。さらに、内部監査室は、情報システムの管理状況を監査し、その結果を取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当取締役を任命し、事務局を設置のうえ毎月各部門はリスク管理の状況を報告しております。また、リスク問題が顕在化した際には、速やかにリスク管理委員会を招集のうえリスク対応を協議し、その内容や対応策を取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、各部門が取締役会で決議された年度事業計画及び中期経営計画に基づいて目標達成のために業務活動を行っており、取締役会において取締役の職務執行状況を定期的に監督しております。また、各部門の業務内容や必要性に応じて、適正に職務権限を委譲するとともに、稟議制度を整備し意思決定のプロセスやルールを可視化・明確化することで、継続的な改善を図り意思決定の迅速化を図っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき子会社の各議事録や規程類の整備など必要な管理を行っております。また、子会社に対してもコンプライアンス研修を実施するなど、必要な指導・監督を行ない、継続的な改善を図るとともに、内部通報制度等の周知徹底に努めております。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、総務部及び内部監査室に監査役を補助すべき担当者を設置のうえ、その担当者が、それぞれ監査役の命令に従って業務を遂行しております。

-
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役等は、補助使用人が監査役から受けた命令に相反するような指揮命令は行っておりません。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役または監査役会は、監査役会による本社部門長面談や重要書類の閲覧等で報告を受ける体制となっております。また、取締役及び使用人等がこの報告によって解雇その他不利益な取り扱いを受けるようなことは行っておりません。
- (9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務執行に要した費用については、費用の多寡にかかわらず、速やかに償還しております。
- (10) その他監査役監査の実効的に行なわれることを確保するための体制
当社は、内部監査室を監査役室に隣接して配置し、日頃より緊密な連携や監査業務の補助が行なえる体制を築いております。また、監査役会は、取締役等との間で積極的な意見交換を行っております。
- (11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況
当社は、担当取締役が財務報告に係る内部統制の計画及びスケジュールを決定のうえ、経理部が全社的な方針や手続きを社内に示し、適正な管理及び運用体制を構築しております。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況
当社は、社内規程に基づき取引先を対象とした反社会性判断を実施し、各部門間で緊密な報告・連絡体制を構築のうえ、組織的に反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。さらに、各地域の警察署訪問や特殊暴力防止対策連合会等への加入を通じて、各関係機関との連携体制の構築、反社会的勢力の排除に努めております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,066,747	流動負債	1,956,369
現金及び預金	8,718,792	買掛金	321,921
売掛金	1,824,841	1年内返済予定の長期借入金	131,004
製品	77,951	未払法人税等	189,209
仕掛品	14,514	賞与引当金	284,855
原材料及び貯蔵品	246,834	その他	1,029,378
その他	185,054	固定負債	2,427,537
貸倒引当金	△1,241	転換社債型新株予約権付社債	1,999,690
固定資産	5,041,907	長期借入金	226,314
有形固定資産	4,446,931	その他	201,533
建物	1,316,888	負債合計	4,383,906
構築物	29,205	(純資産の部)	
機械及び装置	5,706	株主資本	11,700,597
車両運搬具	1,028	資本金	1,161,195
工具、器具及び備品	86,039	資本剰余金	867,041
土地	2,981,584	利益剰余金	11,672,622
リース資産	26,478	自己株式	△2,000,261
無形固定資産	114,682	その他の包括利益累計額	28,364
のれん	63,824	退職給付に係る調整累計額	28,364
その他	50,858	新株予約権	14,102
投資その他の資産	480,293	純資産合計	11,743,064
投資有価証券	20,534		
退職給付に係る資産	3,327		
繰延税金資産	179,677		
その他	284,118		
貸倒引当金	△7,364		
繰延資産	18,317		
新株予約権発行費	6,395		
社債発行費	11,921		
資産合計	16,126,971	負債及び純資産合計	16,126,971

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,693,166
売上原価		4,254,243
売上総利益		9,438,922
販売費及び一般管理費		8,492,180
営業利益		946,741
営業外収益		
受取利息及び配当金	82	
有価証券利息	3,092	
その他	58,129	61,304
営業外費用		
支払利息	4,722	
その他	17,996	22,718
経常利益		985,327
特別損失		
減損損失	20,094	20,094
税金等調整前当期純利益		965,233
法人税、住民税及び事業税	410,885	
法人税等調整額	12,937	423,823
当期純利益		541,410
親会社株主に帰属する当期純利益		541,410

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日残高	1,161,195	863,941	11,812,857	△2,018,473	11,819,520
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△681,644		△681,644
親会社株主に帰属する 当期純利益			541,410		541,410
自己株式の取得				△423	△423
自己株式の処分		3,099		18,635	21,735
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	3,099	△140,234	18,211	△118,923
2024年3月31日残高	1,161,195	867,041	11,672,622	△2,000,261	11,700,597

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2023年4月1日残高	652	△88,980	△88,328	—	11,731,192
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△681,644
親会社株主に帰属する 当期純利益					541,410
自己株式の取得					△423
自己株式の処分					21,735
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△652	117,345	116,693	14,102	130,795
連結会計年度中の変動額合計	△652	117,345	116,693	14,102	11,872
2024年3月31日残高	—	28,364	28,364	14,102	11,743,064

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社ハートフルホーム
- (2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 株式会社ヒューマン・グリーンサービス
(連結の範囲から除いた理由)
株式会社ヒューマン・グリーンサービスは小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
株式会社ヒューマン・グリーンサービス
(持分法を適用しない理由)
株式会社ヒューマン・グリーンサービスは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。
(持分法を適用しない非連結子会社)
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、原材料……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。
- ② 仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。
- ③ 貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)……………定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物 5～65年
構築物 10～30年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)……………定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異については、その発生時の翌連結会計年度から1年で費用処理することとしております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。これらの約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(7) 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費

3年間の定額法により償却しております。

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

7年間の定額法により償却しております。

(9) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保提供資産

種 類	期 末 帳 簿 価 額
建 物	211,574千円
土 地	2,171,146千円
計	2,382,721千円

② 上記に対応する債務

内 容	期 末 残 高
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	78,504千円
長 期 借 入 金	136,314千円
計	214,818千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,899,298千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数 12,348,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	340,628千円	31円	2023年3月31日	2023年6月22日
2023年11月7日 取締役会	普通株式	341,016千円	31円	2023年9月30日	2023年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次の通り決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	341,010千円	31円	2024年3月31日	2024年6月24日

- (3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 1,489,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

転換社債型新株予約権付社債は、主に営業基盤の拡充に係る資金調達であります。

借入金の用途は運転資金であり、流動性リスクを抑制するため、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、「現金及び預金」「売掛金」については、現金であること、預金及び売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
転換社債型新株予約権付社債 (*2)	(1,999,690千円)	(1,932,029千円)	△67,660千円
長期借入金 (*1、*2)	(357,318千円)	(357,093千円)	△224千円

(*1) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んだ金額で表示しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額
関 係 会 社 株 式 (子 会 社 株 式)	20,534千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	－千円	1,932,029千円	－千円	1,932,029千円
長期借入金	－千円	357,093千円	－千円	357,093千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

転換社債型新株予約権付社債、長期借入金

元利金の合計額を同様の資金調達を行なった場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	合計
白蟻防除	5,772,825千円
湿気対策	2,768,758千円
地震対策	3,532,857千円
その他	1,618,724千円
顧客との契約から生じる収益	13,693,166千円
外部顧客への売上高	13,693,166千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。これらの約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

区分	合計
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	1,656,368千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	1,824,841千円
契約負債（期首残高） 前受金（その他流動負債）	4,544千円
契約負債（期末残高） 前受金（その他流動負債）	4,536千円

(注) 契約負債の増減は、前受金の受取り（増加）と収益認識（減少）により生じたものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,066円24銭
1 株当たり当期純利益	49円24銭

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,855,313	流動負債	1,879,929
現金及び預金	8,575,265	買掛金	291,641
売掛金	1,771,884	1年内返済予定の長期借入金	129,000
製品	77,951	リース債務	5,068
仕掛品	7,918	未払金	446,573
原材料及び貯蔵品	246,607	未払費用	358,724
前払費用	160,308	未払法人税等	189,119
その他	16,262	未払消費税等	21,050
貸倒引当金	△885	前受金	4,536
固定資産	5,202,416	預り金	149,360
有形固定資産	4,381,524	賞与引当金	284,855
建物	1,298,675	固定負債	2,441,616
構築物	29,205	転換社債型新株予約権付社債	1,999,690
機械及び装置	5,706	長期借入金	216,000
工具、器具及び備品	86,007	リース債務	5,064
土地	2,952,605	退職給付引当金	37,555
リース資産	9,323	資産除去債務	106,675
無形固定資産	50,858	その他	76,631
ソフトウェア	36,432	負債合計	4,321,545
その他	14,426	(純資産の部)	
投資その他の資産	770,033	株主資本	11,740,398
関係会社株式	319,913	資本金	1,161,195
破産更生債権等	7,364	資本剰余金	867,041
長期前払費用	79,001	資本準備金	861,195
繰延税金資産	179,453	その他資本剰余金	5,846
その他	191,665	利益剰余金	11,712,423
貸倒引当金	△7,364	利益準備金	40,590
繰延資産	18,317	その他利益剰余金	11,671,833
新株予約権発行費	6,395	別途積立金	1,880,000
社債発行費	11,921	繰越利益剰余金	9,791,833
		自己株式	△2,000,261
		新株予約権	14,102
		純資産合計	11,754,501
資産合計	16,076,047	負債及び純資産合計	16,076,047

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,891,236
売上原価		3,804,006
売上総利益		9,087,229
販売費及び一般管理費		8,093,036
営業利益		994,192
営業外収益		
受取利息及び配当金	80	
有価証券利息	3,092	
その他	58,063	61,236
営業外費用		
支払利息	4,569	
その他	17,996	22,565
経常利益		1,032,863
特別損失		
減損損失	20,094	20,094
税引前当期純利益		1,012,769
法人税、住民税及び事業税	410,705	
法人税等調整額	155,633	566,338
当期純利益		446,430

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2023年4月1日残高	1,161,195	861,195	2,746	863,941	40,590	1,880,000	10,027,048	11,947,638
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△681,644	△681,644
当期純利益							446,430	446,430
自己株式の取得								
自己株式の処分			3,099	3,099				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	3,099	3,099	—	—	△235,214	△235,214
2024年3月31日残高	1,161,195	861,195	5,846	867,041	40,590	1,880,000	9,791,833	11,712,423

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
2023年4月1日残高	△2,018,473	11,954,301	652	—	11,954,953
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△681,644			△681,644
当期純利益		446,430			446,430
自己株式の取得	△423	△423			△423
自己株式の処分	18,635	21,735			21,735
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△652	14,102	13,450
事業年度中の変動額合計	18,211	△213,903	△652	14,102	△200,452
2024年3月31日残高	△2,000,261	11,740,398	—	14,102	11,754,501

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、原材料……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

② 仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

③ 貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 5～65年

構築物 10～30年

-
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)……………定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、当事業年度末の年金資産見込額が、退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、前払年金費用として、投資その他の資産に計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
なお、数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度から1年で費用処理することとしております。

(5) 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費

3年間の定額法により償却しております。

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。これらの約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(8) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保提供資産

種 類	期 末 帳 簿 価 額
建 物	194,281千円
土 地	2,142,167千円
計	2,336,448千円

② 上記に対応する債務

内 容	期 末 残 高
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	76,500千円
長 期 借 入 金	126,000千円
計	202,500千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,832,826千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

内 容	期 末 残 高
短 期 金 銭 債 権	1,915千円
短 期 金 銭 債 務	9,821千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

内 容	期 末 残 高
営 業 取 引	81,045千円
営 業 取 引 以 外 の 取 引	18,136千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 1,348,148 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

関係会社株式評価損	132,413千円
賞与引当金	87,221千円
資産除去債務	32,664千円
未払金	24,456千円
未払事業税等	18,750千円
減価償却超過額	18,442千円
株式報酬費用	17,561千円
未払社会保険料	13,074千円
その他	20,482千円
評価性引当額	<u>△177,487千円</u>
繰延税金資産合計	<u>187,579千円</u>
繰延税金負債	
その他	<u>8,126千円</u>
繰延税金負債合計	<u>8,126千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>179,453千円</u>

6. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,067円27銭
1株当たり当期純利益	40円60銭

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 アサンテ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサンテの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサンテ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 アサンテ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサンテの2023年4月1日から2024年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類等の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社アサンテ 監査役会

常勤監査役（社内監査役） 宮地 賢 ㊟

監査役（社外監査役） 高野 慎一 ㊟

監査役（社外監査役） 内田 好久 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案

剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を最優先に考え、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案することを配当政策の基本方針としております。

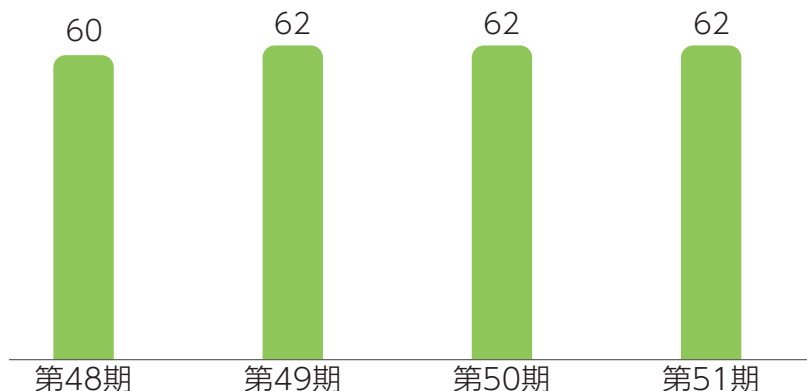
この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下の通り1株につき31円といたしたいと存じます。なお、中間配当金31円を加えた年間配当金は、1株につき62円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金31円 総額341,010,912円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月24日

■ 1株当たり配当金 (単位:円)

■ 配当金



以 上

株主総会会場ご案内図

お土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター5階
住友不動産新宿グランドタワー内



交通のご案内：	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅 1番出口	徒歩3分
	都営地下鉄大江戸線	都庁前駅 A5出口	徒歩10分

株式会社 アサンテ



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。